

糸島市商工会新規起業者応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、市内における空き物件(※注釈1)を活用した事業者の増加及び商工業の振興を図ることを目的として、起業者が事業開始の準備に要する経費に対し、商工会が予算の範囲内で交付する糸島市商工会新規起業者応援補助金(以下「補助金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(※注釈1:物件とは、糸島市内の建築物で、店舗、事務所、倉庫、工場、住宅の用途として利用されている建物を指し、且つ適法建築物のことをいう。適法建築物とは、都市計画法や建築基準法等の法律を遵守して建築、利用されている建物をいう。)

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次のすべての項に該当する個人又は法人(以下「者」という。)とする。

2 賃貸物件を借りる者。

3 令和3年4月1日以降に糸島市内で事業を開始する(注釈2・3)(以下「起業者」という。)者。

(※注釈2:「事業を開始する」とは、開業日や登記日を基準とするのではなく「実質的に事業を開始する」ことを意味する。但し開業(又は登記)から事業の開始までの期間は社会通念上妥当な期間とする。)

(※注釈3:既に事業を営む者が2店舗目以降を企業する場合を除く。またフランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を行う場合も除く。)

3 糸島市税に滞納がない者。

4 使用する店舗や事務所の改装等を完了し、報告書一式を、令和4年3月10日までに提出することができる者。

(補助対象外)

第3条 前条の要綱にかかわらず、補助対象者が、次の各項のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

2 補助対象者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する営業を行っているとき。

3 補助対象者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行

- 為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）と認められるとき。
- 4 補助対象者が行う事業の経営又は運営に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
 - 5 補助対象者が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - 6 補助対象者が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - 7 補助対象者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 8 その他商工会長が不相当と認めるとき。

（補助対象行為）

- 第4条 補助金の交付の対象となる行為（以下「補助対象行為」という。）は、第2条に該当する者が、起業をするために必要な店舗・事務所等を改装する行為とする。
- 2 第4条1項該当者においては、加えて以下を補助対象行為とする。
 - （1）起業時の法人設立費用（注釈4）
 - （2）広告費
 - （3）事業開始後3か月分の家賃

（※注釈4：「起業時の法人設立のための費用」は、士業へ委託時の法人設立事務委託費を含む。登録免許税や印紙税などの税は補助対象外とする。）

（補助対象経費）

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象行為に要した経費とする。
- 2 補助金の額は、予算に定める範囲内とし、補助対象経費の4分の1、又は30万円のいずれか低い方の額を限度額とする。
 - 3 前項の要綱により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
 - 4 補助金の交付の対象となる期間は、糸島市商工会の会計年度とする。

（補助金の交付申請）

- 第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、糸島市商工会新規起業者応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次号の書類を添えて商工会長に提出しなければならない。

- (1) 見積書写し
- (2) 改装前の物件の写真
- (3) 糸島市税に滞納がないことを証する書類
- (4) 免許証などの本人確認ができるもの（法人の場合は履歴事項証明書）
- (5) 建物の賃貸借契約書
- (6) 物件確認の誓約書

（補助金の交付決定）

第7条 商工会長は、前条の要綱による申請を受けた時は、その内容を審査のうえ補助金交付の可否を決定し、糸島市商工会新規起業者応援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 商工会長は、前項の要綱により補助金の交付決定をするときは、必要な条件を付することができる。

（審査）

第8条 商工会長は、前条の要綱による審査を行うときは、必要に応じて関係者の意見を聞くことができる。

（申請の取り下げ）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、正当な理由により補助対象行為を実施しないときは、糸島市商工会新規起業者応援補助金交付申請取下書（様式第3号）により申請の取下げをすることができる。

（補助事業の変更等）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象行為を変更し、又は中止しようとするときは、糸島市新規起業者応援補助金変更・中止承認申請書（様式第4号）を提出し、商工会長の承認を得なければならない。

- 2 商工会長は、前項の要綱による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ補助事業の変更又は中止の承認の可否を決定し、糸島市新規起業者応援補助金変更・中止承認決定通知書（様式第5号）により、補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

- 3 商工会長は、前項の要綱により補助対象行為の変更又は中止の承認決定をするときは、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象行為を完了し、又は中止したときは、糸島市商工会新規起業者応援補助金実績報告書（様式第6号）に、次号に掲げる書類を添えて、商工会長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書
- (2) 領収書の写し
- (3) 補助対象行為の成果を証する写真
- (4) 補助金振込口座通帳の写し
- (5) その他商工会長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第12条 商工会長は、前条の要綱により提出された実績報告書の内容を審査し補助金の額を確定したときは、糸島市商工会新規起業者応援補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第13条 商工会長は、前条の要綱により補助金の額を確定したときは、補助金の交付決定を受けた者からの請求（様式第8号）に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し等)

第14条 商工会長は、補助金の交付決定を通知し、又は補助金を交付した後において、補助金交付の決定を受けた者が次号のいずれかに該当する場合は交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 第10条第2項の要綱による補助行為の変更又は中止の承認を決定したとき。
- (2) 虚偽または錯誤等、過失の有無にかかわらず交付規程に反しているとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) その他、本要綱に違反したとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。